児童・生徒の保護者及び社会人を対象とする 情報リテラシー・情報倫理地域社会教育の 実行可能性調査とその実践の試み

大谷卓中†1 芳賀高洋^{†2}

- 般的に、児童・生徒のインターネットや情報機器の利用を制限・監視することで、児童・生徒のインターネット 利用リスクを低くできると信じられている.しかしながら,情報社会におけるコミュニケーションや社会参加がイン ターネットや情報機器によって媒介されるとすれば、ただ禁止・監視するだけでは児童・生徒の情報社会における自 律的判断の成長を妨げ、情報社会への適応を阻害する可能性が高い、むしろ保護者・教師と児童・生徒がインターネ ットや情報機器の利用について日常的に話し合うことで、児童・生徒のインターネット利用リスクを低くするととも に、児童・生徒の道徳的自律を支援できるとの情報倫理学者 Mathiesen(2013)の知見がある。また、そもそも大人がイ ンターネット利用によってトラブルを引き起こす例も多い. 本稿著者は、平成26年度において、地域社会の保護者・ 社会人に対してスマホや SNS の情報リテラシーおよび情報倫理の地域社会教育を実施するモデルとなる教材・講習会 の設計と試行的実施をめざし、実行可能性調査を含め、研究を進めている. 本稿はその研究の目的・背景と計画を説 明するものである.

A Feasibility Study and Trial Practice on Social Education for Adults in a Local Community, regarding Information Literacy and Information Ethics

Takushi Otani^{†1} Takahiro Haga^{†2} Yosuke Ikehata^{†3} Tadashi Sato^{†1} Hideaki Takagi^{†1} Shinji Yamane^{†4}

This paper proposes a feasibility study and a trial practice on social education for adults in a local community, with regard especially to information literacy and information ethics. Restricting and surveilling children's use of information and communication technology (ICT)—such as the internet, social networking services, and smartphones—are generally believed to contribute to risk reduction with regard to that ICT use. However, the mere restriction and surveillance of children's ICT use might lead to disturbances in and a blunting of the development of children's moral autonomy, thus preventing them from adapting to the digital society. As an information ethicist, Mathiesen (2013) instead argues that parents or teachers should frankly and closely talk with children about their ICT use in daily life, to mitigate risk pertaining to ICT use and aid in the development of their moral autonomy. Mathiesen calls such a process "social co-use" or "interactive meditation." In such cases, parents and teachers must first have information literacy and a general knowledge of information ethics. We plan to design a model of social education for adults with respect to information literacy and information ethics, in order to foster "social co-use" or "interactive meditation" between adults and children in a local community.

1. はじめに

本発表は、地域の保護者・社会人向けにスマートフォン (スマホ) やソーシャルネットワークサービス (SNS) な どの情報リテラシーおよび情報倫理教育を積極的に実施す べきことを提案するものである.

一般的に, 児童・生徒のインターネットや情報機器の利 用を制限・監視することで、児童・生徒のインターネット 利用リスクを低くできると信じられている.

しかしながら、情報社会におけるコミュニケーションや 社会参加がインターネットや情報機器に媒介されるとすれ

†1 吉備国際大学

Kibi International University

Gifu Shotoku Gakuen University

Okayama Prefectural Takashi Senior High School

†4 岡山理科大学

Okayama University of Science

ば、ただ禁止・監視するだけでは児童・生徒の情報社会へ の参加手段を奪うか、その年齢にふさわしい十分な自律的 判断を働かせる機会を奪うことになりかねない.その結果, 児童・生徒の情報社会における自律的判断の成長を妨げる とともに、情報社会におけるコミュニケーションや社会参 加のための十分な経験を積むことができないかもしれない.

情報倫理学者 Mathiesen[1]は、児童・生徒のインターネ ット利用の監視は有害であると主張し、むしろ保護者・教 師と児童・生徒がインターネットや情報機器の利用につい て日常的に話し合うことで、児童・生徒のインターネット 利用リスクを低くするとともに、児童・生徒の道徳的自律 を支援できると主張する. また, そもそも大人がインター ネット利用によってトラブルを引き起こす例も多い.

本稿筆者らは、平成 26 年度において、地域社会の保護 者・社会人に対してスマホや SNS の情報リテラシーおよび 情報倫理の地域社会教育を実施するモデルとなる教材・講

^{†2} 岐阜聖徳学園大学

⁺³ 岡山県立高梁高校

習会の設計と試行的実施をめざし,実行可能性調査を含め,研究を進めている.本稿はその研究の目的・背景と計画を説明するものである.

第2節において研究の目的を詳述したうえで、第3節で 研究の背景を説明する. この中で、現在の情報倫理・情報 モラル教育が単なる安全教育に流れる傾向があるうえ, そ の内容も情報通信技術 (ICT) や子どもたちのその利用に 追いつくことができていない現状を指摘する.併せて、家 庭における ICT 利用に関する「しつけ」や指導も求められ ているものの、それらが不十分である事実を確認する、学 校および家庭における子どもたちの ICT 利用に関する教 育・しつけは ICT 利用の禁止・制限・監視を主とする限り、 情報社会に積極的に参加し、社会の一員としてよりよい情 報社会をつくりあげていくための道徳的自律(moral autonomy)を形成するには不十分な面がある. 本稿では, 情報倫理学者 Mathiesen が主張する「社会的共同利用(social co-use)」や「対話的媒介 (interactive mediation)」を取り上 げ,子どもたちの道徳的自律の形成を促すような教育や仮 定での指導のあり方を示す. このような教育のためには、 保護者・教師など成人の情報リテラシー・情報モラルに関 する知識や考え方の涵養が必要とされる.

これらの研究目的・背景を踏まえたうえで、どのように研究を実施するか、第4節において述べる.

最終節において、上記の議論を要約し、まとめとする.

2. 研究の目的

本研究は、地域の社会人・保護者向けにスマホや SNS などの情報リテラシーおよび情報倫理教育を行おうとするものである. 地域教育を通じて成人の情報リテラシーを高め、情報倫理に関する知識や考え方を涵養しようとしている.

各地の大学は従来の教育研究活動に加えて、地域貢献が 期待されるようになっている。今後、各地の大学の情報教 育部門においては、地域の小中高校と連携し、保護者やそ の他の社会人(教師を含む)に向けて、成人向けの情報リ テラシー・情報倫理地域教育を実施していくことが、新し い大学の役割を果たすうえでは有意義であると思われる。 本研究は、その予備的・試行的実践となるものである。

成人向けの情報リテラシー・情報倫理地域教育を推進することには、少なくとも二つの効果が期待される.

第一には、成人自体のICT利用の情報リテラシーを高めることが期待される.子どものICT活用にかかわる問題行動や犯罪被害が注目される一方で、成人でも同様の問題が見受けられるからである.携帯電話会社やSNS、メッセージングサービスを提供する事業者などが成人向けの講習会サービスを行っているものの[a]、事業者の場合それぞれの

https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/social/educational/safety/index.html 2014 年 6 月 9 日.

KDDI「KDDI ケータイ教室」

サービスや製品の宣伝と組み合わされることが多いため、商業主義を嫌う受講対象者に敬遠されることが少なくない。また、ネットあんしんセンターなどの NPO による地域教育や相談受付も実施されているものの[b]、リソースの問題からすべてに対応できているわけではない。成人向けの地域教育を行う余地は現在のところ十分あるように思われる[c].

第二に、情報通信技術(ICT)の活用にかかわる子どもの基本的な態度の育成に役立つことが期待できる。現在のところ、教師や保護者の側が ICT に関する十分な知識をもたないため、学校における情報モラル教育や家庭におけるICT 教育やしつけは十分に行われていないように思われる。

ただし、後述するように、スマホや SNS について単なる 利用制限や監視は子どもの自律の発達を妨げる可能性があるので、学校・家庭において、前出の情報倫理学者 Mathiesen[2013]が主張するように、教師・保護者と子どもがネットにかかわる便益やリスク、問題行動とその解決について話し合える状況をつくることが重要であろう。教師・保護者と子どもによる話し合いによるネットにおける問題行動の予防や低減は、「社会的共同利用 (social co-use)」や「対話的媒介 (interactive mediation)」と呼ばれる[1].

また、後述するように、保護者・教師による利用制限や監視などが無効になる可能性が常にあるのも、「社会的共同利用」や「対話的媒介」を行うべきとする根拠の一つである。子どもたちは、友人のネットワークやインターネットの最新情報に常に触れており、保護者・教師よりもスマホおよびインターネットの新しい利用法やサービスをいち早く知ることができると考えられるので、保護者・教師は(少なくとも特定分野においては)ICT 利用に関する知識・技能習得に遅れる傾向が高い。そうした場合、利用制限・監視を行う大人は子どもたちからそうしたICT利用に関する知識・情報を得られるだろうか。むしろ、「社会的共同利用」や「対話的媒介」を通じて、子どもたちから新しいICT利用に関する知識・情報を得て、ともにそのよりよい利用法について考察するほうが、よい効果をもたらすであろう。

すなわち、本研究は、成人の情報リテラシーを高め、成人のネットにかかわる問題行動やトラブルを抑制することに加えて、成人の情報リテラシーを高めることを通じて、生徒・児童に対する情報モラル・情報倫理教育において不十分な点を補うとともに、生徒・児童の問題行動を抑制することを目的とする.

http://www.kddi.com/corporate/csr/consumer/reassurance/lesson/ $\,\,$ 2014 年 6 月 9 日

a) NTT ドコモ「ケータイ安全教室」

ソフトバンク「いつも安全・安心を」http://www.softbank.jp/corp/csr/internet/ 2014 年 6 月 9 日.

b) ネットあんしんセンター

http://www.hyper.or.jp/staticpages/index.php/anshin 2014年6月9日.

c) ただし、もっとも受講してほしい大人が受講しないという逆説は常にありえることは考慮すべきである. しかしながら、子どもたちの ICT 利用に関心が深い保護者・教師は関心を抱くであろうから、彼らを通じて子どもたちに影響が及ぶことは期待したい.

3. 研究の背景

3.1 2 つの情報モラル・情報倫理教育

一般的に、初等教育から大学教養課程までの情報モラル・情報倫理教育において、2つの傾向がみられる[2].

1つは、情報通信技術(ICT)を利用するうえでの法律やマナー、禁止則の学習に重点を置くものである。キャッチフレーズ的にいうならば、「ICT利用で自らが被害者・加害者とならないための安全教育」である。

もう1つは、問題提示を行い、自主的な思考を促し、主体的に情報社会の問題に取り組み考察する態度を養成するものである。こちらは仮に「哲学的情報倫理教育」と呼ぶ。ただし、これは初等中等教育においては、どこまで実現できるか難しいように思われるので、大学教養課程以降で本格的に学ぶことになるだろう。

初等中等教育における情報モラル教育は、総じて前者の 安全教育が中心になりがちである。このような安全教育は 現在の交通安全教育がそうであるように、法規・エチケッ トの学習に加えて、有無を言わさず危ないからやらないと いう「しつけ」にきわめて近いものになるであろう。

しかし、文部科学省は、情報モラル教育は、単なる危険 回避のノウハウの教育では困るとも述べている.「さまざま な場面での的確な判断力を養う礎(いしずえ)になる」の で、情報モラルは、「情報社会に参画する態度」の育成、「情 報の科学的な理解」、「情報活用の実践力」の育成とのバラ ンスのなかで育成されるべきとされる.

したがって、この2つの傾向は、常に緊張関係にあると 同時に、補完すべき関係でもあるように思われる.

学修(学修)時間は限定されているから、各傾向にかかわる学習時間は相互に食い合う関係にある。また、危機回避ノウハウを教える安全教育はしつけに近いものとなる一方で、後者の教育はしつけを妨害する可能性がある。なぜならば、情報社会の問題を主体的に考察する態度は、しつけを受け入れるためには邪魔になるかもしれないからだ。主体的考察は批判的思考を要求するから、しつけに対して疑問をもつ学習者も当然いてしかるべきで、このような学習者の存在はしつけを行う側としては非常に厄介であろう。

ところが、後者のような「哲学的情報倫理」の思考があってはじめて、安全教育は、単なる危険回避のノウハウの教育から抜け出せるように思われる。安全教育を十分に活かすためには、主体的考察が必要になる場面があるし、そもそもよりよい情報社会を構築していくことが、ICT 利用の安全性を高めることであるならば、よりよい情報社会を構築するためにICTのあり方やICTと私たちとの関係を見直す主体的な倫理的思考こそが、究極的な安全教育と言えるかもしれないからである。

筆者らは,大学教養課程の情報倫理教育に,哲学的情報

倫理教育の実質を与えるため,文系・理系を問わず使える, 事例をもとに学生の考察を促す情報倫理教科書を作成し, 実際に大学教育の中で利用してきた[3].

とはいえ、情報倫理・情報モラル教育は、後者が前者を 支えるという関係にはなっていないかもしれない. 倫理 学・倫理教育専門家は、一般的に情報倫理・情報モラルは 次のような特徴を有すると分析している[4].

- (1)行為の倫理:人間性ではなく行為が問題にされる.情報 倫理・情報モラルは行為のガイドラインである.
- (2)消極的な倫理:迷惑から危害に至る他者の被害を防ぐ行為を行わないことに関心を向けている.
- (3)結果の倫理:よいとされる行為は、動機がよい行為ではなくセキュリティを脅かさないという、結果がよい行為である

(4)知の倫理: 行為の判断基準は人ではなく,知識や規則だから,それらを知っていることがよい行為の条件である.

(5)安全の倫理:システムの安全とユーザーの安全が目指すべき価値であり、被害回避=安全を目指す倫理である.

越智は、このような特徴から見て、一般的な倫理・モラルと比べて、情報倫理(情報モラル)は特殊な倫理であると指摘し、「よい人」を育てるという日常モラルという土台のうえに情報モラルが成立すると述べる。ただし、現在日常モラルは法律によって倫理を強制するという事態にまで至っており(国家公務員倫理法)、揺らいでいる。したがって、情報倫理教育は、この土台までを顧慮した教育を行わなければ成功しないだろうと主張する。

越智の要求は高度で、「多くの教師にとってちょっと無理ではないか」と思わせるが、それはさておき、彼は、(少なくとも主流の)情報倫理・情報モラル教育は危機回避のノウハウを教える安全教育に等しいと判断していると考えてよいだろう. 越智の論文の発表されたのは約15年前であるから、もちろん現在では状況は変わっているかもしれない.

しかしながら、ICT 関連のコラムニストである小寺の記事を読む限り[5][6],現在の中学校における情報モラル教育は、学習指導要領から見て、自分が被害者・加害者にならない安全教育としても不十分なように見える。つまり、技術科で著作権と個人情報保護について学び、保健体育でネット依存などの健康問題について学び、道徳の時間で誹謗中傷やつながり依存などの問題について学ぶ余地はあっても、その他の被害・加害問題はどこで学べばよいのかわからないという状況のようである。

3.2 児童・生徒のインターネット・スマホ利用規制

安全教育としての情報モラル教育さえも不十分な一方で、 児童・生徒のスマホや SNS、メッセージアプリケーション などの利用にかかわる問題行動や、犯罪の被害者になる事 例が増加しているのではないかという認識も広がっている.

2014年になってから, NPO の調査によれば、ネットのい

じめ相談が急増しているとの記事[d]や、「ネット中毒」「ネット依存症」対策のために東京都青少年問題協議会が緊急メッセージを発した等の記事[7]が見られる。兵庫県の人口3万人の町の中学生高校生を対象とする調査では、高校女子の3割がネットで知り合った人と実際に会ったと回答したことがかなり大きな記事として取り上げられた[e]。また、警察庁の調査では、2013年下期、コミュニティサイトを通じて出会った大人から性被害にあった生徒・児童の数が過去最高だったとされる[f][8]。

周知のように、出会い系サイトについては、18歳未満の利用を禁止したうえで、18歳未満の者との交際や金品を目的とする交際を求める書き込みをすることを処罰対象とし、事業者にも利用者の年齢確認や禁止誘引行為等の削除などが義務付けられている(いわゆる「出会い系サイト規制法」)[9]. また、18歳未満のスマートフォンからのインターネット接続には、フィルタリングソフトウェアの適用が販売店・保護者に義務付けられ、都の場合、フィルタリングを外す場合には、携帯電話販売店に書面で理由を提出するよう保護者に義務付けられている[10][g]. さらに、SNS やメッセージングアプリケーションの LINE などにおいては、18歳未満をID検索できない、成人と18歳未満とがメッセージのやり取りができないなど年齢に応じた機能制限を導入し、携帯電話会社の提供する年齢確認サービスと併せて、年齢による機能制限が導入されている[11].

ところが、ID やメールアドレス、電話番号の交換だけを行う専門スマホアプリ(いわゆる「出会い系アプリ」)が登場し、上記の法律やコミュニティサービス規制の制約を受けない、出会い系アプリを利用しなくても、IDを QR コードにして、Twitter で送信するなどの手段もある[h][12].

スマホが手放せず学校での学習に身が入らない状態をネット依存と見なし、ネット依存を含むスマホにかかわる問題行動を防ごうと、自由な校風の伝統校なども含めて、学校が中学生高校生のスマホや SNS などの利用の禁止や時間制限、校内への持ち込みの禁止など、さまざまな利用制限を行うようになったとの報道も相次いだ、校則で利用制

限するのではなく, 市が小中学生のスマホ所有を禁止したり, 夜9時以降の利用を制限したりする例もある[i].

都のように、行政が指導して、家庭でスマホ利用に関するルールを作成することを推奨し、学校で生徒・児童が生徒会やクラス会で話し合って自主ルールをつくるなどの試みもある。ある調査では、家庭で58%の親が子どもにスマホの利用を禁止・制限しているとの回答があった[13].

3.3 情報社会における子どもの自律の発達とメディア規制[11]

メディアの幼児・生徒・児童の健康や発達への影響に関しては、まだ不明な面も多いので、家庭において保護者がスマホを含む ICT 機器やインターネットの利用や所持を子ども禁止・制限することには、十分な合理性があるように思われる.この禁止や制限は、しつけとして行われるものであるから、十分な理由を示すことがなくても、親子の信頼関係を基盤とする約束や命令などの形で行えばよいであろう.是非は別として、2013年、iPhoneをわが子に持たせる親が示した18か条の契約書はこの一例である[14].

ところが、生徒・児童などの子どもは、さまざまな能力 が成人と比較して不十分である一方、環境からの十分な刺 激や経験がなければ、能力が発達しないと考えられる.

成人と違って、子どもは自分で自分の行為や選択の意義を理解し、帰結を見通す能力に欠けると、一般に考えられている. つまり、自律(autonomy)が不完全だとみなされている. そのため、COPPAに見られるように、重要な意思決定は、親や保護者などが子どもを代理すべきとされる.

しかしながら、私たちは成人年齢を迎えると突然自律能力を有するようになるわけではなく、成長にしたがって、自律の能力を徐々に発達させていくと考えられる.

Mathiesen[2013][1]は、親・保護者が子どものインターネット利用を監視(monitoring)するのは、子どものプライバシー侵害に当たると主張する。子どもは不完全ながらも自律的能力を有するので、成長段階における行為選択能力(agency)を尊重されるべきだとする。そして、プライバシーがあることで、多様な人間関係を築いていけるから[15][16]、子どもが人間関係を築けるよう監視を行うべきではないと主張する。つまり、親に対して秘密を持つようになった事実が子どもの自律が成長した一つの証拠だから、子どもに秘密を持たせない行動の監視は望ましくない。

ブラウザの履歴のチェックや,子どものスマホやインタ ーネット利用の履歴をすべて記録するソフトウェアを利用

d) 「ネットのいじめ相談急増 13年度223件で前年度の3倍』『信濃毎日新聞』2014年5月12日

http://www.shinmai.co.jp/news/20140512/KT140504ATI090001000.php 2014年6月9日.

e)「スマホ女子高生3割がネット出会い「実際に会った」…大阪の2倍に 衝撃,兵庫の中高生「自主ルール」策定の「危機感」」『産経新聞』2014年 2月27日

http://sankei.jp.msn.com/west/west_life/news/140227/wlf14022702310000-n1.ht m 2014 \mp 6 \pm 9 \pm .

f)「交流サイト:子どもの性犯罪被害,スマホで最多467人」『毎日新聞』 2014年05月19日

http://mainichi.jp/select/news/20140520k0000m040059000c.html 2014 年 6 月 9 日 .

g) 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1012150001.html 2014 年 6 月 9 日

h) 「出会い系サイト規制法の「抜け穴」 スマホアプリが広がり, 性被害も増える」『JCAST ニュース』 2014 年 6 月 7 日

http://www.j-cast.com/2014/06/07206462.html 2014年6月9日.

して、望ましくない行動をしていたかどうかチェックして も、文脈を欠いたスマホやインターネット利用の履歴だけ では、子どもがどのような意図や条件のもと情報を閲覧し たかわからない。たとえば、民族差別的なウェブサイトを 見ているのは、民族差別を憎み批判するためかもしれない。

また、監視しようとしても、子どもがその監視をすり抜けるケースもある。これは、3.2 節でみたように、出会い系サイトやコミュニティサイトの法的・技術的制限を回避する例からも明らかである。さらに、保護者や教師に対する信頼が薄いことが、子どもたちが保護者や教師の監視を回避する重要な理由であろうし、監視を回避することで、保護者や教師に対する信頼はますます薄れていくであろう。

子どもの SNS 利用は、Mathiesen[2013][1]の議論にしたがえば、親・保護者が監視・干渉すべき対象ではない.むしろ、親と子が日々利用しているテクノロジーに関する現在進行形の対話にいっしょに参加することが、プライバシーを侵害せずに、インターネット利用のリスクを減少させると主張する.インターネットのコンテンツや構造について話して聞かせ、親・保護者といっしょに、もしくは親・保護者が近くにいるときにインターネットを探索し、オンラインでの活動を共有するよう子どもに勧めるべきとする.こうした親子のインターネットをめぐる交流は、前出のように「社会的協働利用」および「対話的調整」と呼ばれる.

Mathiesen[2013][1]の結論はきわめて常識的ではあるが、子どもの SNS 利用について、子どもの自律や行為選択能力の発達という観点を入れて、プライバシーの哲学的考察から導かれたものである点に意義がある.

親や保護者は、子どものスマホや SNS 利用を単に制限・禁止したり、監視するのではなく、Mathiesen[2013][1]の主張にしたがい、SNS やメッセージングサービスを含むインターネット利用に関連する話題について対話することで、子どもがインターネット利用に習熟するとともに、人間関係をつくる能力を発達させるよう支援するべきだろう.

本研究が実現しようとしている成人向けの情報リテラシー・情報倫理地域社会教育は、最終的には、保護者・教師と子どもたちとの「社会的協働利用(social co-use)」および「対話的調整(interactive mediation)」を促進することを目指すものである.

4. 研究の内容と実施計画

4.1 研究の内容

情報リテラシー・情報倫理の成人向け地域社会教育講習会を実施するため、次のような課題・作業を実施する. (1)成人と子どもの ICT 利用状況・情報リテラシー調査

成人(保護者・社会人) および子ども(さしあたり高校生)について,情報リテラシーの現状を調査する.成人向け地域社会教育の実現が直接の目的であるが,この教育を

通じて子どもたちの情報リテラシーの向上および情報倫理 的思考の促進を図るため、子どもたちの調査も実施する。

この調査を設計するに当たっては、既存調査の設問および実施方法、結果について検討するとともに、情報リテラシー尺度に関する先行研究を分析することを通じて、本調査で妥当と思われる情報リテラシーの測定方法を考察する.

情報リテラシー尺度としては、リスクコントロールの観点から指標をまとめた総務省の「青少年のインターネット・リテラシー指標」[17]や、Educational Testing Service (ETS)による ICT リテラシー尺度[18]、文部科学省の情報活用能力の定義[19]などがすでに存在する。本調査では、先行研究を検討し、本研究で妥当と考えられる尺度・指標をもとにアンケート調査・テスト項目を作成する。

本研究遂行のため、下記①~④の課題・作業を実施する. ①ICT 利用状況・情報リテラシーの既存調査の整理

- (a)子ども向け調査の整理
- (b)大人向け調査の整理
- ②情報リテラシー尺度の調査
- ③子ども向け調査の設計と実施
 - (a)地元高校で実施した昨年までの調査の検討
 - (b)上記①および②,③(a)をもとにした調査の設計・調査の実施
- ④大人向け調査の設計と実施
 - (a)上記③の子ども向け調査をもとにした調査の 設計・調査の実施

(2)大人向け情報リテラシー講習の研究

上記(1)の成人および子どもの ICT 利用状況・情報リテラシー調査を踏まえて、地域成人向け教材の作成および講習会を実施する.

地域成人向け教材は、先行する情報リテラシーおよび情報モラル教材を研究する. 市販書籍に加え、成人向けにスマホや SNS などの知識を啓発する冊子等が作成され活用されている現状を踏まえ、幅広く教材を集めて研究する.

講習実施に当たっては、情報教育学者によるモデル講習会を実施し(対象は,本稿筆者らおよび希望する社会人等), 講習教材および講習内容・講習の実施方法を検討する.

予備的調査およびモデル講習等を踏まえて,地域住民を対象とする情報リテラシー講習会を実施する.来年度以降地域の高校のPTA総会等で保護者に向けて,さらに内容・表現を向上させた講習会を実施できるよう,事後的検討と講習会の改善設計を継続する.

また,来年度以降,本研究調査方法をさらに洗練させ, 地域を広げて,高校生および成人に対する調査を実施する ことを意図している.

- ①講習資料の準備的調査
 - (a)情報モラル・情報リテラシー教科書および一般 書の調査
 - (b)情報モラル・情報リテラシー冊子の調査

- ②モデル講習の実施
- ③講習資料の作成
- ④講習の実施と事後検討

4.2 研究計画

研究計画は、下記のとおりである.

2014 年 5 月~8 月 スマホ・SNS 利用状況調査の準備, 情報リテラシー尺度の検討,情報リテラシー・情報モラル 教材の調査

2014年9月~12月 利用状況調査の実施・集計 **2014年10月~11月** 情報教育学者による情報リテラシー 教育モデル講習会の実施

2014 年 9 月~2015 年 2 月 情報リテラシー・情報モラル 教材の分析および成人向け情報リテラシー教材の作成 2015 年 2 月~3 月 地域の保護者・社会人向け情報リテラシー講習会の実施

5. まとめ

筆者らが計画している、中高生の保護者・教師を含む成人向け情報リテラシー・情報倫理地域社会教育の目的とその背景および、研究の内容・計画に関して報告した。本稿では、情報倫理学者 Mathiesen の知見にもとづき、ICT 利用の監視・禁止による子ども(小中高校生)の情報モラル教育や安全教育には限界があるだろうことを示した。もちろん ICT を含むメディアの子どもへの影響が不明確であるうえ、子どもの ICT 利用にかかわるリスクや時間浪費などのコストが大きい場合には、学校・地域・家庭における ICT 利用の禁止・制限が有効な場合も少なくないだろう。しかしながら、情報社会における子どもの道徳的自律の成長と情報社会におけるコミュニケーションや活動の促進という観点から見た場合、そして、子どもたちこそが新しい ICT 利用に熟知している可能性を考えれば、単なる監視や禁止は有害である場合も多いだろう。

本稿の提案する成人向け情報リテラシー・情報倫理教育によって地域社会の情報リテラシーや情報倫理に関する知識・考えが向上し、多くの子ども(小中高校生)の ICT 利用がよりバランスのとれたものとなり、情報社会における子どもたちの道徳的自律の成長に寄与することを願う.

謝辞 本研究は,平成 26 年度吉備国際大学地域志向教育研究経費の支援を受けている.

Authors Contributions

本稿の執筆は、筆頭著者が行った.他5名は、情報リテラシー・情報モラル教育の現状に関する既存調査について、オンラインおよび対面での議論へ参加者である.

参考文献

- 1) Mathiesen, K.: The Internet, Children, and Privacy: the Case Against Parental Monitoring, Ethics and Information Technology, Vol. 15, No.4, pp.263-274(2013).
- 2) 壁谷彰慶: 「情報モラル教育」に必要な人間理解の視座について,千葉大学人文社会科学研究科研究プロジェクト報告書, No.255, pp.21-30(2013).
- 3) 土屋俊監修, 大谷卓史編著: 情報倫理入門, アイ・ケイコーポレーション (2012).
- 4) 越智貢:「情報モラル」の教育, 越智貢・土屋俊・水谷雅彦編, 情報倫理学:ネットワーク社会のエチカ, ナカニシヤ出版, pp. 188-217(2000).
- 5) 小寺信良: 「ケータイの力学」: 中学校の情報モラル教育(1), ITmedia Mobile, 2014 年 3 月 10 日

http://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/1403/10/news030.html 2014 年 6 月 9 日.

6) 小寺信良: 「ケータイの力学」: 中学校の情報モラル教育(2), ITmedia Mobile, 2014 年 3 月 24 日

http://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/1403/24/news077.html 2014 年 6 月 9 日.

7) 永沢茂: 「お風呂中は使いません」宣言用紙をスマホ契約時に配布,都がネット依存対策 青少年問題協議会が緊急提言,Internet Watch, 2014 年 2 月 25 日

http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20140225_636756.html 2014 年 6 月 9 日.

8) 警察庁: コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る 調査結果について 平成 26 年 5 月 19 日

http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/community-2.pdf 2014 年 6 月 9 日

9) 警察庁: 出会い系サイト規制法の解説

http://www.npa.go.jp/cyber/deai/law/2014年6月9日.

10) 永沢茂: 東京都の改正青少年条例がついに全面施行,子供向けケータイ推奨制度など、Internet Watch、2011 年7月5日

http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20110705_458308.html 2014 年 6 月 9 日.

- 11) 大谷卓史: 子どもに SNS (Social Networking Service) を使わせるべきなのかー最近の情報倫理学文献からの検討ー, 電子情報通信学会技術研究報告, Vol. 113, No. 443, pp.121-126 (2014).
- 12) やまもといちろう: 出会い系アプリに関する物議, BLOGOS, 2014 年 5 月 29 日 http://blogos.com/article/87367/ 2014 年 6 月 9 日.
- 13) エースラッシュ: オプトの「親子のモバイル事情調査」――使用状況や親の考え方,決まり事などを発表,IT Media, 2014年06月05日

http://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/1406/05/news142.html 2014 年 6 日 9 日

14) Janell Burley Hofmann: To My 13-Year-Old, An iPhone Contract From Your Mom, With Love, Huffington Post, Dec. 20, 2012 http://www.huffingtonpost.com/janell-burley-hofmann/iphone-contract-from-your-mom b 2372493.html 2014 年 6 月 9 日.

15) C. Fried: Privacy (A moral analysis), In F. D. Shoeman (Ed.), Philosophical Dimensions of Privacy: An anthology, Cambridge University Press, New York, pp.203-222, (1984).

16) J. Rachels: Why Privacy is Impoortant, In F. D. Shoeman (Ed.), Philosophical Dimensions of Privacy: An anthology, Cambridge University Press, New York, pp.290-299, (1984).

17) 一般財団法人コンピュータ教育推進センター: 総務省「青少年のインターネット・リテラシー指標」の公表

http://www.cec.or.jp/cecre/soumu/ILAS.html 2014年6月9日.

18) Educational Testing Service (ETS): Digital Transformation A Framework for ICT Literacy (2007)

http://www.ets.org/Media/Tests/Information_and_Communication_Tech nology_Literacy/ictreport.pdf 2014 年 6 月 9 日 .

19) 文部科学省:情報活用能力について

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/a fieldfile/2012/06/15/1322132_3_1.pdf $\,$ 2014 年 6 月 9 日 .